

身体拘束等の適正化のための指針

岡山居宅介護支援センター看護協会

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等の適正化に向けた意識を強く持ち、身体拘束等をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則として、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

- ① 切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

(4) 情報開示

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

2. 身体拘束等の適正化に向けた体制

(1) 虐待防止・身体拘束等の適正化委員会の設置

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。なお虐待防止委員会と一体的に設置し（以後「委員会」という。）3ヶ月に1回開催する

①設置目的

- (ア) 事業所内での身体拘束等の現状把握及び改善についての検討
- (イ) 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び実施した場合の手続き
- (ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- (エ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

②委員会の構成

委員は、所属する介護支援専門員とし、併設する岡山訪問看護ステーション看護協会、岡山デｲﾝｸﾞ看護協会と共有して構成する。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合、委員会を中心として、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に・切迫性・非代替性・一時性の3要素すべてを満たしているか検討確認する
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、以下の項目について具体的に利用者本人・家族等へ説明し書面で確認を得る。
 - ・個別の状況による拘束が必要な理由
 - ・拘束の方法（場所・行為（部位・内容））
 - ・拘束の時間帯及び時間・特記すべき心身の状況
 - ・拘束開始及び解除の方法
- ③ 緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の態様（時間や状況毎の動作や様子等）を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認を行う。
- ④ 委員会で検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、利用者・家族等に報告する。

3. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年1回以上開催）の実施。
- ② 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。
- ③ その他必要な教育・研修の実施。
- ⑤ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

附 則 .この指針は、令和6年4月1日から施行する。